教えて! スピディ。ETC Q&A

Q ETCはどこで使えるの？

東／中／西日本高速道路株式会社の高速道路等、首都高速道路、阪神高速道路、本州四国連絡高速道路、名古屋高速道路公社、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社、大阪府道路公社、兵庫県道路公社などで使えるんだ。
詳しくは http://www.go-etc.jp/area/area.html を見てね。

Q 車載器は自分で取り付けられるの？

車載器の取り付けは、アンテナ向きの調整など専門的な知識が必要なんだ。必ず専門店にお願いしてね。また車載器には、取り付ける車の車両情報を登録する作業（セットアップといいます）があり、これは**登録されたお店（セットアップ店）でしかできない**んだ。多くのセットアップ店では車載器の販売と取り付けも行っているから、詳しくは最寄りのセットアップ店に相談してね。
最寄りのセットアップ店は
http://www.orse.or.jp/shop/setupmap/ をチェックしてね。

Q プライバシーやセキュリティーが心配だけど、大丈夫？

ETCカードには利用者情報が、車載器には車両情報が登録されているけど、それぞれ高度に暗号化されており解読されるようなことはないんだ。また車載器と料金所のアンテナでやりとりする情報も暗号化されているからプライバシーが漏れる心配はないんだ。ETCカードは、磁気カードに比べはるかに安全性の高いICカードを採用しているんだ。

Q 料金はどうやって支払うの？

ETCカードの発行会社から利用者に請求されるよ。通常のクレジットカードの請求と同様に、後日カードの名義人に対して明細書が送付されるんだ。クレジット会社との取りきめにしたがって指定口座から引き落とされるよ。

Q 「車載器管理番号」ってなに？

「車載器管理番号」とは、車載器ごとに付番された19桁の識別番号のことだよ。
車載器のセットアップの際にセットアップ店から発行された「ETC車載器セットアップ申込書・証明書（お客様保存用）」や、車載器の取扱説明書・保証書等に記載されているから、確認することができるよ。
車載器管理番号の確認方法について、詳しくは、
http://www.orse.or.jp/use2/service04.html を確認してね。

Q ETCレーン走行で注意することは？

ETCレーンに進入する際は、十分な車間距離をとり、**時速20km以下まで減速して進入し、徐行して通行**してね。安全走行はスピディからのお願いだよ。

Q 車載器が故障のときや、ETCカードを挿し忘れたときはどうしたらいいの？

車載器が故障のときは開閉バーが上がらず、車載器か路側表示器に通信不良のエラーメッセージが出るから、ETCレーンで一旦停止して、インターホンで料金所の係員の指示に従ってね。また、ETCカードの挿し忘れなどの場合もETCは利用できないんだ。ETCレーンの直前で気付いた時は、一般レーンか「ETC／一般」と表示している混在レーンを利用してね。
二輪車の方は、P11の注意事項を見てね。

Q もし開閉バーを突破してしまったらどうしたらいいの？

料金所又は管轄の道路会社に必ず連絡して、通行料金の支払い状況を確認してね。
詳しくは、P12を見てね。

Q スマートICって何？

スマートインターチェンジ（スマートIC）は、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ（IC）で、ETCカードと車載器を搭載した車両しか利用できないよ。
スマートICでは、開閉バーの手前で一旦停止した後、通信のやりとりが行われるから、**開閉バーの手前では必ず一旦停止**してね。
詳しくは http://www.w-nexco.co.jp/etc/smartic/ を見てね。

Q ETCカードはレンタカーや、ほかの人の車でも使えるの？

使えるよ。だから、お父さんの車でドライブに行ったり、レンタカーで使うこともできるんだ。ETCカードとETC車載器はそれぞれ独立しているから、通行料金は実際に使用したETCカードの名義人に対して請求がくることになるよ。

Q 車を2台もっている場合はどうしたらいいの？

ETC車載器2台を用意してね。なぜなら、ETC車載器は取り付けている車の情報を登録しているから1台につき1つの車載器が必要となるんだ。

Q ナンバープレートを変更したときや、車載器を他の車両に移したときはどうしたらいいの？

再セットアップ（有料）が必要だよ。
再セットアップについて詳しくは**P8**を見てね。

Q 周回走行や迂回走行をした場合はどうすればいいの？

出口料金所では**開閉バーが開かない**ことがあるので、係員のいるレーンを利用して、走行経路を係員に伝えてね。
出口料金所がスマートICのときは、出口のインターホンで係員を呼べるよ。周回走行や迂回走行の通行料金は、**実際の走行経路に応じた料金**になるんだ。

ETCマイレージサービス利用規約

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

（通則）
第１条　この規約は、ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステム（以下「ETCシステム」といいます。）を運用する、別に定める有料道路管理者（以下「管理者」といいます。）の実施するETCマイレージサービスの利用に関し必要な事項を定めます。
2　ETCマイレージサービスの利用に必要なシステムの運営は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「五会社」といいます。）が行います。

（適用範囲）
第２条　ETCマイレージサービスは、この規約で定めるところによりETCマイレージサービスを利用しようとする方（以下「マイレージ登録申込者」といいます。）からの登録の申込みに基づき、五会社がETCマイレージサービスの利用に関する登録（以下「マイレージ登録」といいます。）を完了したマイレージ登録申込者（以下「マイレージ登録者」といいます。）に対して適用されます。

（定義）
第３条　この規約の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。
一　ETCカード　五会社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに五会社及び首都高速道路株式会社（以下「六会社」といいます。）が発行したETCパーソナルカードをいいます。
二　登録申込カード　マイレージ登録を行うETCカードをいいます。
三　登録カード　マイレージ登録されたETCカードをいいます。
四　ETC利用規程　有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第2条第2項に基づき定められた「ETCシステム利用規程」及び「ETCシステム利用規程実施細則」をいいます。
五　ETC車載器　ETCシステム利用規程第3条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払に必要な情報を交信する無線機をいいます。
六　セットアップ　ETCシステム利用規程第３条に定める、車載器に通行料金の支払に必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。
七　マイレージID　マイレージ登録完了時にマイレージ登録者に発行される番号をいいます。
八　パスワード　マイレージ登録完了時にマイレージ登録者に発行される番号（ただし、当該マイレージ登録者が第8条第4項に基づき変更した場合は、変更後の番号）で、この規約で定める手続において本人確認のために使用する番号をいいます。
九　発行カード会社等　登録申込カード又は登録カードの発行を行ったクレジットカード会社及び六会社がETCパーソナルカードの管理運営を行うために設置した事務局をいいます。
十　ポイント　第10条第1項から第3項までの規定によりマイレージ登録者に付与されるポイントをいいます。
十一　還元額　管理者の管理する有料道路の通行料金の支払に利用できるものとして、第12条第1項又は第13条の規定によりマイレージ登録者に付与される額をいいます。

（マイレージ登録）
第４条　マイレージ登録申込者は、この規約に定める事項を承諾の上、インターネット又は郵送によりETCカードのマイレージ登録を五会社に申し込んでください。
2　マイレージ登録は、次の各号を満たす場合に限り行うことができます。
一　登録申込カードの名義がマイレージ登録申込者のものであること。
二　マイレージ登録申込者がセットアップしたETC車載器を正当に保有すること。
3　登録申込カードは、セットアップしたETC車載器1台に対して1枚に限るものとします。
4　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるETCカードは、前項の登録申込カードによるマイレージ登録のほか、同一のETC車載器に対して3枚までマイレージ登録を行うことができます。
一　マイレージ登録申込者と同居し生計を一にする親族が、マイレージ登録申込者とは別に発行を受けたETCカード
二　発行カード会社等が、一の契約によりクレジットカードの契約者が一体として支払を行うものとして同居の親族に対して家族カード等の名称で発行したETCカード（以下「家族カード」といいます。）
三　発行カード会社等が、一の契約により法人を名義人として当該法人が一体として支払を行うものとして発行したETCカード（以下「法人カード」といいます。）
5　1台のETC車載器でETCマイレージサービスと「ハイカ・前払」残高管理サービスの両方に登録する場合、登録可能なETCカードは、「ハイカ・前払」残高管理サービスにおいて当該ETC車載器で登録したETCカード（以下「残高管理登録カード」といいます。）及び残高管理登録カードの名義人と生計を一にする同居親族名義のETCカード又は残高管理登録カードの名義人が法人の場合は同一名義の法人カードとし、残高管理登録カードと合わせて４枚以内とします。このとき、ETCマイレージサービスと「ハイカ・前払」残高管理サービスの両方に登録したETCカードは1枚と数えます。
6　ETCカードの利用の可否は発行カード会社等の取扱いによりますので、この規約に基づくマイレージ登録は、登録申込カードの有料道路における利用を保証するものではありません。

（インターネットによる登録申込み）
第５条　インターネットによるマイレージ登録の申込みは、五会社が指定する方法により登録事項の入力を行い、送信して行ってください。登録事項の入力が正しく行われていない申込みは受け付けられません。
2　マイレージ登録申込者は、「ハイカ・前払」残高管理サービスにおいて1台のETC車載器に対して1枚のETCカードを登録し、又は複数枚のETCカードを１つのユーザーIDのもとに登録している場合、「ハイカ・前払」残高管理サービスの「契約結果通知書」の「ETCカード」欄に記載されているETCカードに限り、「ハイカ・前払」残高管理サービスで登録している個人情報を五会社が使用して行うマイレージ登録を申し込むことができます。
3　前項による申込みを行ったマイレージ登録申込者は、「ハイカ・前払」残高管理サービスで登録している個人情報を五会社がマイレージ登録に使用することに同意したものとします。
4　第2項の規定によるマイレージ登録を行うETCカード以外のETCカードをマイレージ登録する場合は、あらためて１枚ごとに申し込んでください。
5　発行カード会社等が前４項と異なる申込方法を指定している場合は、当該方法によることができます。

（郵送による登録申込み）
第６条　郵送によるマイレージ登録の申込みは、五会社が指定する申込書に登録事項を記入し、所要の切手を貼付の上、郵送して行ってください。申込書の記入が正しく行われなかったり、汚損等がある場合には、申込みが受け付けられないことがあります。
2　登録できない申込みには、五会社からマイレージ登録申込者にその旨を通知します。
3　発行カード会社等が第1項と異なる申込方法を指定している場合は、当該方法によることができます。
4　登録の可否を問わず、五会社は申込書を返却しません。

（マイレージ登録の拒絶等）
第７条　マイレージ登録の申込みが次の各号のいずれかに該当するときは登録できません。
一　登録申込カードが、既にマイレージ登録されているとき
二　登録申込カードが、決済に使用できないものとして発行カード会社等によりあらかじめ指定されているとき
三　第20条第1号から第3号まで及び第7号から第12号までのいずれかに該当するマイレージ登録申込者が申し込んだとき（ただし、同条第8号に該当する場合は通行料金を免れ又は免れようとした日から3年を、第10号に該当する場合は割引停止又は利用停止が終了する日を、第11号に該当する場合は契約者資格の取消しを受けた日から3年を経過したときを除きます。）
四　マイレージ登録申込者が第20条各号のいずれかに該当することによりマイレージ登録を抹消された者である場合において、当該抹消の日から3年（同条第１号から第3号までに掲げる場合にあっては1年、第10号に掲げる場合にあっては当該抹消の事由となった割引停止又は利用停止が終了する日）を経過しないとき
五　マイレージ登録申込者が、別納割引において、ETC別納カード利用約款第30条第1項第2号から第9号まで若しくは第11号から第13号まで又は平成16年3月31日に有効期間が満了する別納利用の同年4月1日以降の暫定的な取扱いに係るETC別納カード利用約款第28条第1項第2号から第9号まで若しくは第11号から第15号までの規定によりETC別納カードの利用の承諾を取り消された者である場合において、当該承諾を取り消された日から3年を経過しないとき
六　マイレージ登録申込者が法人である場合において、当該法人がETCマイレージサービスをその営利事業として営もうとしていると認められるとき
七　その他五会社が不適当と認めるとき
2　マイレージ登録の申込みが前項第3号から第7号までに該当する事実がマイレージ登録後に判明した場合、五会社は、マイレージ登録者に通知することなく当該マイレージ登録を抹消します。この場合において、ポイント及び還元額も消滅します。

（マイレージ登録の通知等）
第８条　五会社は、マイレージ登録を完了したときは、マイレージ登録者に対し、マイレージID及びパスワードを発行するとともに、当該マイレージID及びパスワードその他の登録事項を、マイレージ登録されている住所に書面をもって通知します。
2　前項にかかわらず、第5条第2項に規定する申込みによるマイレージ登録については、五会社は、書面による登録事項の通知を行いません。この場合、マイレージID及びパスワードは「ハイカ・前払」残高管理サービスで登録されているユーザーID及びパスワードの番号となります。
3　マイレージ登録者は、第1項の通知に記載された登録事項に誤りがある場合には、速やかに五会社に申し出てください。
4　マイレージ登録者は、インターネット又は自動音声ダイヤル（トーン信号を発する電話に限ります。以下同じです。）によりパスワードを随時変更することができます。
5　マイレージ登録者は、マイレージID及びパスワードを忘失した場合は、インターネット、電話又は書面により五会社に照会してください。
6　五会社は、前項による照会を受けたときは、マイレージID及びパスワードを、照会方法に応じて次表に掲げる方法により通知します。

照会方法	通知方法
インターネット	マイレージ登録されている電子メールアドレスへのメール送信。
電話	マイレージ登録されている住所への書面の送付。ただし、マイレージIDのみの照会の場合は、電話で口頭により通知できるものとします。
書面	マイレージ登録されている住所への書面の送付。

（マイレージ管理口座の設定）
第９条　五会社は、登録カードごとにマイレージ管理口座を一口設定します。
2　五会社は、マイレージ管理口座にポイントと還元額を計上します。
3　前項のポイントは、別に定める区分ごとに計上します。
4　マイレージ管理口座にあるポイント又は還元額は、当該口座以外のマイレージ管理口座にあるポイント又は還元額と合算できません。

（ポイントの付与）
第10条　マイレージ登録者が、五会社が別に定める有料道路について、登録カードを用い、かつ、ETC利用規程を遵守してETCシステムにより通行し、通行料金を支払ったときは、五会社は、当該マイレージ登録者に対し、通行のあった月の翌月20日までに、別に定める通行料金の額に対して別に定める数のポイントを付与します。
2　五会社は、前項に規定するポイント付与の対象となった通行が別に定める通行条件を満たす場合、前項によるポイントに加算してポイントを付与します。
3　前2項のほか、五会社は、通行の有無にかかわらず、マイレージ登録者に対し特典としてポイントを付与することができます。
4　第1項に規定する通行に対して他の割引が適用された場合は、五会社は、割引後の通行料金の額に対してポイントを付与します。
5　五会社は、第1項にかかわらず、還元額又は「ハイカ・前払」残高管理サービスの前払金（以下「前払金」といいます。）による通行料金の支払にポイントを付与しません。
6　五会社は、次の各号の支払にはポイントを付与しません。
一　料金の全部又は一部を支払うことができない者又は支払う意思がない者から徴収すべき料金（以下「未納金」といいます。）
二　不法に料金を免れた通行者から徴収すべき、免れた料金と免れた料金の2倍に相当する割増金を合わせた料金（以下「割増金等」といいます。）

（ポイントの有効期間）
第11条　ポイントの有効期間は、ポイントが付与された月の属する年度の翌年度末までとします。
2　前項にいう年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わるものとします。
3　第1項の有効期間を経過したポイントは消滅します。

（ポイントの交換等）
第12条　マイレージ登録者は、インターネット、自動音声ダイヤル又は電話により五会社に申し込むことにより、区分ごとに累計した有効期間内のポイントを、別に定める還元額その他の特典に交換することができます。
2　マイレージ登録者が、あらかじめ五会社に対し、自動でポイントを還元額に交換するサービス（以下「自動還元サービス」という。）を利用する旨申し込んでいる場合は、あらためて交換の申込手続をとる必要はありません。ただし、自動還元サービスの利用を申し込んでいる場合でも所定のポイントに満たない場合は、別途交換の申込手続が必要です。
3　インターネット又は自動音声ダイヤルによる交換の申込みは、五会社が指定する方法により必要事項を入力し、送信して行ってください。必要項目の入力が正しく行われていない申込みは受け付けられません。
4　電話による交換の申込みは、五会社が指定する方法に従って必要項目を申し出ることによって行ってください。必要事項について申出がなく、又は誤っている場合には申込みを受け付けられません。

（還元額の付与）
第13条　五会社は、前条第1項に定める還元額以外に、別に定める還元額を付与することができます。
2　五会社は、前条第1項及び前項に定める還元額以外に、特典として還元額を付与することができます。

（還元額の管理等）
第14条　五会社は、マイレージ登録者が、五会社が別に定める有料道路について、登録カードを用い、かつ、ETC利用規程を遵守してETCシステムにより通行した場合において、当該マイレージ登録者のマイレージ管理口座に還元額が計上されているときは、当該還元額の合計から通行料金を引き去ります。
2　前項の場合において、一の登録カードに還元額と前払金があるときは、前払金に優先して還元額を通行料金の支払に利用します。
3　一回の通行料金が還元額と前払金の合計を超える場合には、超過額は、当該通行に使用された登録カードにより決済します。
4　マイレージ登録者は、還元額を未納金や割増金等の支払に利用できません。
5　還元額は、いかなる理由があってもポイント又は現金に交換できません。

（ポイントの照会等）
第15条　マイレージ登録者は、インターネット、自動音声ダイヤル又は電話によりマイレージ管理口座に計上されたポイントの累計数又は還元額を五会社に照会することができます。
2　五会社は、マイレージ登録者がポイント残高のお知らせを希望する旨届け出ている場合は、次表に掲げる通知方法のうち、マイレージ登録者が希望する通知方法により通知します。

通知方法	通知内容
郵送	1年に1回、マイレージ管理口座ごとのポイントの累計数及び当年度末まで有効なポイントの累計数を通知します。ただし、当年度末で有効期間が終了するポイントを保有していない場合は通知しません。
電子メール	毎月1回、マイレージ管理口座ごとのポイントの累計数及び当年度末まで有効なポイントの累計数を通知します。